

# 全大教「事務職員の要求・組織強化に関する交流会議」

## 参加報告

日時：2009年7月4日（土） 13:00～17:00

場所：ラポール日教済（東京都新宿区山吹町）

### 【問題提起】

全大教執行部のあいさつ、参加者の自己紹介の後、07年11月～08年2月に行われた事務職員対象のアンケートの結果をもとに、事務職員の勤務の実態が報告された。法人化後、超過勤務が増加傾向にあること、とくに施設系、国際関係に多いことなどが示された。

また、事務職員の組合加入率が低いことの原因は、「組合に対する否定的なイメージ」などではなく、単に「入るきっかけがなかった」「活動内容を知らない」などが大きい、との見解が示された。加入率向上の手立てとして、新規採用研修での説明会実施などが例示された。

次いで、2006年9月全大教資料 No.06-03「法人化後の事務職員・事務組織の現状と課題について」を更新するための資料、「改訂版論点整理」をもとに、事務職員の組合加入を阻む原因、拡大の条件作りについて説明があった。

質疑では、「法人化後、通常の労働法の管轄に入ったという視点が抜けているのではないか」との質問があり、「項目として明示してはいないが、そういう視点も入れている」との回答であった。

### 【各単組のとりくみ報告等交流、議論】

#### 島根大学の有期雇用職員の正規登用制度について

特筆すべき情報としては、島根大学が今回のボーナス0.2か月凍結に対する代償措置として、

- ・ 有期雇用職員の正規職員への登用
- ・ 教員への研究費配分
- ・ 職員への研修費用

を認めさせたとのことであった。

徳大教組としては、有期雇用職員の正規登用について質問した。それによると、経緯は以下のとおり。

「2008年4月のパート労働法改正に便乗して島根大学はパートの雇用条件を改悪した。その際、交渉により、同年3月31日に在職している場合にはその雇用条件を保証すること、正規職員への登用制度を設けることを認めさせた。ところが、その登用制度は、試験が2

年に一回しかなく、受験資格が3年間継続して在職した者という、不十分なものであった。今回の代償措置は、そうした不十分な制度を改善するもので、試験を毎年実施すること、受験資格を2年間継続して在職した者とした。試験は、ブロックごとの採用試験とは別に、島根大学独自で行っている。」

#### 各大学の36協定について

徳大教組としては、質疑において、各大学における36協定の内容、タイムカード導入の有無について質問した。資料のない状態での回答ではあったが、いくつかの情報が得られたので、ここに記す。また、全大教に、各大学の36協定とタイムカード導入の有無についての調査を行うことを求め、了解された。

- ・ 徳島大学：月80時間×最大6か月、年間540時間。
- ・ 名古屋工大：月45時間、年間360時間。月45時間を超える場合には、過半数代表と交渉、所属課長と面会のうえ、認められる。月40時間を二回超えると、産業医の面接を受ける。
- ・ 大阪大学：一般条項が月50時間×3、年間360時間、特別条項についてはうる覚え。「超勤を減らせ」という趣旨で、毎月の部局長会議には部署ごとの超過勤務実績が報告され、HPにも掲示される。今回の会議に平成21年度3月分、4月分が参考資料として配布された。それによると、20年度の年間平均超過勤務が多い部署では378時間、全体の平均では191時間となっている。
- ・ 京都大学：昨年は月70時間、年間540時間。今年は、繁忙期には70時間では収まらないとして、80時間を二回までとなった。
- ・ 神戸大学：月45時間。80時間を超えると産業医と面接。
- ・ 東京大学：月45時間、年間360時間。部局長会議で調勤の一覧表が出る。

#### タイムカードの導入について

- ・ 京都大学：パソコンで、グループウェアにリンクした状態で打刻するシステムを、事務本部に導入した。国公立大学では初ではないか。システムについても業者が開発を兼ねて実験的に運用している。ただし、打刻時間外での勤務の問題はある。
- ・ 茨城大学農学部：ネット上でタイムカードシステムを導入している。ただし、打刻時間外での勤務の問題はある。

#### 最後に：メーリングリストでの問い合わせ

今回の会議では、36協定とタイムカードについて、資料に基づく回答ではなかったので、徳島に帰着後に「お尋ねします」メーリングリストで各大学の36協定の内容とタイムカード導入の有無について質問を回すこととした。

また、最後に、全大教に対しても、これらの点に対する組織的調査を改めて依頼した。